

目次

- 第1章 総則
 - 第2章 業務
 - 第3章 業務委託の基準
 - 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項
 - 第5章 その他の業務の執行に関して必要な事項
- 附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構に関する省令（平成17年文部科学省令・経済産業省令第2号。）第1条の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号。以下「機構法」という。）第17条及び附則第8条に規定する業務の方法について、基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、安全確保を業務運営の最優先事項として徹底し、原子力基本法（昭和30年法律第186号）に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することの重要性に鑑み、原子力委員会の定める方針にのっとり、関係機関と緊密に連携を図りつつ、効果的かつ効率的な業務運営を期する。

第2章 業 務

(原子力に関する基礎的研究及び応用の研究)

第3条 機構は、先端的で自由な発想に基づく基礎的研究を実施する。

2 機構は、原子力に関する技術基盤の維持及び強化を図ること並びにプロジェクト的研究開発の遂行に資することを基本として、応用の研究を実施する。

3 機構は、国内外の民間企業、関係機関、大学等（以下「民間企業等」という。）と共同して研究、実験等を行うことにより、効果的かつ効率的に基礎的研究及び応用の研究を実施する。

4 機構は、基礎的研究及び応用の研究並びに次条に定める核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な開発について、国の定める研究開発評価に関する指針等を踏まえ、公正で透明性の高い評価システムを整備して適切に評価を実施し、資源の配分、計画の見直し等に反映する。

(核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な開発)

第4条 機構は、研究開発の確実な遂行を基本として、高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発(以下「高速増殖炉の開発等」という。)を行う。

2 機構は、高速増殖炉の開発等を行うにあたっては、民間企業等と共同して研究開発を行うことにより、我が国の原子力利用の拡大を推進するとともに、産業競争力強化に資する研究開発の推進に配慮する。

(成果の普及及び活用の促進)

第5条 機構は、次の各号に掲げる方法により、業務に係る成果の公開及び民間企業等への技術移転等により、成果の普及及び活用を促進する。

(1) 学会発表、発表会の開催、研究及び技術報告書の配布等により、業務に係る成果を公開する。

(2) 民間企業等へ、独占的若しくは非独占的に、知的財産権の実施権を設定若しくは譲渡し、技術資料を提供し、人員を派遣し又はこれらを組み合わせて行うことにより、技術移転等の成果の普及及び活用を行う。

2 機構は前項の方法により、成果を普及し及び成果の活用を促進する場合は、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(施設及び設備の利用に供する方法)

第6条 機構は、機構法第17条第1項第5号に規定する業務のために保有する施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供する場合は、共同研究、受託研究及び施設共用によるものとする。

2 機構は、共用に供する施設及び設備(以下「共用施設等」という)を選定する場合は、その機能、保有に要する資金、自らの研究開発への影響、社会・経済上の重要性等を勘案して行う。

3 機構は、共用施設等を使用する研究開発課題を選定する場合は、共用施設等の使用目的、使用期間等及び課題の緊要性、公共性等を勘案して行う。

4 機構は、機構以外の者が共用施設等を使用する場合には、共用する者との間で契約を締結する。

5 契約の内容その他必要な事項は、第18条に定めるもののほか、次の事項について定める。

(1) 使用施設設備の名称

(2) 使用目的

(3) 使用期間

(4) 使用料の額及び支払いの方法

(5) 使用上の制限

(6) 施設設備を毀損し、又は滅失したときの措置

(7) その他必要な事項

6 機構は、第1項により施設及び設備を使用させるときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(研究者及び技術者の養成及び資質の向上)

第7条 機構は、民間企業等の研究者及び技術者を、機構の職員、研修生等として受け入れ、機構の業務の実施、研修等により養成し、原子力に関する研究者及び技術者としての資質を向上する。

2 機構は、ポストドクター、大学院生、大学生の受け入れによる研修及び指導を行うとともに、連携大学院制度による研究・技術指導を行う。

- 3 機構は、民間企業等へ職員を派遣すること等により、職員の資質の向上を図るとともに、研究者及び技術者の交流を拡大する。
- 4 機構は、第1項及び第2項の研修等を実施するときには、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(原子力に関する情報の収集、整理及び提供)

第8条 機構法第17条第1項第7号に規定する原子力に関する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学術雑誌、一般雑誌、政府刊行物、特許関係刊行物、新聞等に記載された原子力に関する情報
 - (2) 図書、会議記録文書等に記載された原子力に関する情報
 - (3) 原子力に関するフィルム、印画、図面、電磁的記録媒体等に記録された情報
 - (4) 原子力に関する未公表資料等
 - (5) その他情報として適切と認められるもの
- 2 機構は、次の各号に掲げる方法により、情報を収集する。
 - (1) 調査・研究
 - (2) 情報を記録した物の購入、交換、受贈、複製等を行うこと
 - (3) 情報を有する者又は機関からの情報の提供を受けること
 - 3 機構は、収集した情報をデータベース化し、又は項目別分類を行うことにより整理する。
 - 4 機構は、収集し、及び整理した情報を、亡失し、又はき損することなく、別に定める必要な期間保管する。
 - 5 機構は、収集し、及び整理した情報を、自らの業務運営に活用するとともに、必要に応じて国の原子力政策立案等のために提供する。
 - 6 機構は、次の各号に掲げる方法により情報を提供する。
 - (1) 電子計算機等を用いた情報提供システムによる方法
 - (2) 出版物(電磁的記録媒体によるものを含む。)による方法
 - (3) 複写(図書館による提供を含む)による方法
 - (4) 研究発表会等の開催による方法
 - (5) その他適切と認められる方法
 - 7 機構は、前項の方法により情報を提供する場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(試験及び研究、調査、分析又は鑑定)

第9条 機構は、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、目的、期間等及び緊急性、公共性等を勘案して原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定(以下「試験等」という。)を実施し、その成果を必要に応じて関係行政機関又は地方公共団体の長へ提供する。

- 2 機構は、前項の方法により試験等を実施する場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(附帯業務)

第10条 機構は、第3条から第9条までの業務に附帯する業務を行う。

(核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物の貯蔵、処理又は処分)

第11条 機構は、機構法第17条第1項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同法第17条第2項に規定された委託者からの依頼に応じて、核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を受託することができる。

- 2 機構は、前項の業務を受託しようとするときは、委託者と業務受託契約を締結するものとし、第14条及び第18条に定めるもののほか、受託契約に係る契約の内容その他必要な事項は別に定める。
- 3 本契約による放射性廃棄物等の貯蔵、処理及び処分の費用は、機構の責めに帰すべき事由により発生したものを除き委託先の負担とする。

(機構法附則第8条第1項及び第2項に規定する業務)

第12条 機構は、業務の合理的かつ効率的な遂行を基本として、機構法附則第8条第1項及び第2項に規定する業務を行う。

(外部資金による研究開発の実施)

第13条 機構は、民間企業等からの資金の提供を受けて研究開発を実施することができる。

(業務の受託)

第14条 機構は、依頼に応じて、業務を受託することができる。

- 2 機構は、業務を受託する場合には、委託者と受託契約を締結する。
- 3 契約の内容その他必要な事項は、第18条に定めるもののほか、次の事項について定める。
 - (1) 受託業務の目的及び内容
 - (2) 受託業務の実施期間
 - (3) 受託業務に係る経費の額及び支払い方法
 - (4) 受託業務により得られた成果の取扱い
 - (5) その他必要な事項
- 4 機構は、受託するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(共同研究)

第15条 機構は、民間企業等と共同して、研究開発を行うことができる。

- 2 機構は、研究開発を共同で実施する場合は、民間企業等との間で共同研究契約を締結する。
- 3 契約の内容その他必要な事項は、第18条に定めるもののほか、次の事項について定める。
 - (1) 共同研究の目的及び内容
 - (2) 共同研究の実施期間
 - (3) 共同研究に係る業務及び経費の分担
 - (4) 共同研究により得られた成果の取扱い
 - (5) その他必要な事項

第3章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第16条 機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる場合は、業務の一部を委託して実施することができる。

- 2 機構は、業務の委託をしようとするときは、受託者と委託契約を締結する。
- 3 契約の内容その他必要な事項は、第18条に定めるもののほか、次の事項について定める。

- (1) 委託業務の目的及び内容
- (2) 委託業務の実施期間
- (3) 委託業務に係る経費の額及び支払方法
- (4) 委託業務により得られた成果の取扱い
- (5) その他必要な事項

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第17条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 緊急に必要な場合
- (2) 契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合
- (3) 競争に付することが不利な場合
- (4) 予定額が少額の場合
- (5) その他事業運営上特に必要がある場合

(放射性廃棄物の費用負担に関する契約条項への記載)

第18条 機構は、契約の実施に伴い自らの施設において放射性廃棄物(当該施設の廃止措置に伴い発生するものを除く。)が発生する場合は、当該放射性廃棄物の貯蔵、処理及び処分について、当該契約の当事者の間において、責任を有する者並びにその費用の負担の方法及び割合を定めなければならない。

2 前項の負担の割合の原則は、放射性廃棄物の貯蔵、処理及び処分の費用(以下「処理処分費用」という。)であって、機構の責めに帰すべき事由により発生したものを除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 機構が自らの業務(機構以外の者との契約に基づき行うものを除く。)に関する請負契約等に伴い発生する放射性廃棄物の処理処分費用については、機構の負担とすることができる。
- (2) 機構の対価性のある資産を売却するための契約により発生する放射性廃棄物の処理処分費用については、機構の負担とすることができる。
- (3) 機構及び機構以外の者が共にその成果により利益を受ける契約(前各号に掲げるものを除く。)に伴い発生する放射性廃棄物の処理処分費用については、その負担割合を、その成果により利益を受ける割合に応じて定めるものとする。
- (4) 関係行政機関又は地方公共団体との契約であって、原子力の事故拡大防止及び事故原因究明等、公共性、公益性及び緊急性が高いと認められる契約に伴い発生する放射性廃棄物の処理処分費用は、機構の負担とすることができる。
- (5) 関係行政機関との契約に伴い発生する放射性廃棄物の処理処分費用について、別途、当該廃棄物の処理処分費用に充てることができる財源措置が行われる場合には、機構は、当該廃棄物の処理処分費用を請求しないことができる。
- (6) 外国法人との契約に伴い発生する放射性廃棄物の処理処分費用については、相互主義等の合理的な考え方にに基づき、その負担割合を定めることができる。
- (7) 前各号に掲げるもののほかは、契約先の負担とする。

3 機構の成立以前に締結した契約に伴い発生した放射性廃棄物の処理処分費用に関する負担割合については、前二項の規定は適用しない。

第5章 その他の業務の執行に関して必要な事項

(その他の業務の方法)

第19条 機構は、都市計画区域等において機構法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる業務の用に供する施設を整備する場合にあつては、当該施設を都市計画(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画をいう。)その他市街地の整備の見地から適当なものとする。

2 この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成17年10月1日から適用する。